

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	3 件

茨城国民年金 事案 1291

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

ねんきん定期便を確認したところ、平成3年4月分の国民年金保険料が未納となっていた。

私は、平成2年12月に結婚し、3年*月に長女を出産した。当時、家計が苦しかったので、国民年金保険料を納付することができなかったこともあったが、督促状が何度か送られてきたので、申立期間については、後から納付したはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、平成4年11月9日に、申立人に対して国民年金保険料の過年度納付書が作成されている一方、申立期間直後の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、当該納付書は申立期間を含む2年12月から3年4月までのものと推認できる。

また、オンライン記録により、平成5年1月5日に申立期間直前である2年12月から3年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、この時点において納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 45 年 6 月 26 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 9 月 1 日から 45 年 6 月 26 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給権を有する女性従業員は39人確認できるが、そのうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは9人のみであることから、事業所において一律に代理請求を行う取扱いがあったものとは考え難い。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できない。

さらに、申立期間に勤務していた事業所を退職した7か月後の昭和46年1月26日に脱退手当金の支給決定がなされいながら、その翌日の同月27日に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しているのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月31日から53年2月26日まで
② 昭和53年2月26日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和52年10月31日から53年3月1日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、昭和53年2月28日までA社に勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録（昭和48年9月18日資格取得、53年2月28日離職）において、事業所名が不明であるもののA社のものであると推認できる記録が確認できることから、申立人から提出された同社の「退職証明書」に記載された退職日が昭和53年2月28日であることから判断すると、申立人は、同日まで同社に勤務していたと認められる。

2 申立期間①について、A社の当時の社会保険事務担当者に照会したところ、当時、同社においては、社会保険料を先付け手形により納付していたが、申立期間①については、経営不振により当該手形が決済できず、厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付することができなかったものの、申立人

の給与からは保険料が控除されていたものと考えられる旨の回答が得られた。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同日（昭和52年10月31日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した9人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人から、自身も昭和53年3月1日まで同社に勤務しており、52年11月分以降の給与からも厚生年金保険料が控除されていた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和52年10月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に他界しているため確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等により、同社は昭和53年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、法人登記の記録によると、A社は、平成8年6月1日に解散しており、申立期間当時の事業主は既に他界している上、同社の取締役等に照会したものの、回答が得られないことから、申立人の当該期間における保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を3年4月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月11日から5年5月14日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年4月11日から5年5月14日までの期間について、被保険者記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、平成3年4月11日から現在に至るまで、A社に継続して勤務していることは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成4年2月1日で、現在(平成23年5月23日時点)においても加入中であることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主から、申立人が平成3年4月11日以降現在に至るまで、A社に継続して勤務していることは間違いない旨の証言が得られたことから判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は自身について営業員であった旨主張しているところ、上記元事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者から、現場作業員については3か月又は4か月の研修期間を経て社会保険に加入させていたものの、営業員については入社と同時に加入させていた旨及び研修期間中の現場作業員を除く社員全員の給与から、厚生年金保険料を控除していた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録における申立人の平成5年5月の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所は当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城厚生年金 事案 1687

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における被保険者資格の取得日は昭和19年8月1日、喪失日は20年9月30日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月1日から20年9月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。

私は、昭和19年8月1日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を確認すると、厚生年金保険被保険者資格喪失日が記載されていないものの、申立人は、昭和19年8月1日に、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に照会したところ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は不明だが、申立人は、同社B工場において、昭和19年6月から在籍していたことが確認できる旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、A社において約1年2か月間勤務していたと主張し、自身より先に同社を退職した同僚の名前を挙げているところ、オンライン記録では、当該同僚の同社B工場に係る被保険者資格喪失日が昭和20年9月30日であることから判断すると、申立人についても、少なくとも同日までは同社B工場に係る被保険者資格を有していたと推認でき、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社B工場に係る健康保険

厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成9年6月から同年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月及び10年1月は32万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは32万円並びに同年8月及び同年9月は34万円にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで
② 平成9年6月1日から10年10月1日まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、A社に勤務していた平成2年11月5日から13年12月15日までの期間のうち、7年10月から8年9月までの期間及び9年6月から10年9月までの期間について、標準報酬月額が14万2,000円であるとの回答を受けた。しかし、給与明細書でも分かるとおり、少ないときでも29万665円の給与を受け取っていた。

両申立期間の標準報酬月額を給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、平成7年12月7日付けで、同年10月1日に遡及して訂正され、14万2,000円に引き下げられてい

ることが確認できる。

一方、申立人から提出された、平成7年10月分から8年9月分までの給与支給明細書により、各月の給与支給額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人が申立期間当時、A社の役員ではなかったことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要であると認められる。

2 申立期間②について、申立人から提出された平成9年6月分から10年9月分までの給与支給明細書により、申立期間の給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額（14万2,000円）を超えていることが確認できるとともに、上記の給与支給明細書により、申立期間②において、34万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、標準報酬月額を改定及び決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成9年6月から同年8月までは34万円、同年9月は32万円、同年10月及び同年11月は34万円、同年12月及び10年1月は32万円、同年2月及び同年3月は30万円、同年4月から同年7月までは32万円並びに同年8月及び同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、当時の事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年6月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務している期間のうち、申立期間について被保険者記録が無いことが判明した。

私は、A社に昭和60年12月から継続して勤務しており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年5月1日に被保険者資格を取得すべきであったと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

3 委員会の判断の理由

A社から、申立人は、申立期間において同社に勤務しており、厚生年金保険被保険者資格の取得日について平成元年5月1日とすべきところ、誤って同年6月1日として届出を行ったこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことに係る回答が得られた。

また、A社に係る雇用保険の被保険者記録において、昭和60年12月16日以降、現在まで継続して申立人が被保険者であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年6月のオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の資格取得に係る届出について、誤った資格取得日を記載して社会保険事務所（当時）に提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成元年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月19日から同年6月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和46年5月19日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

私は、C社D工場から同社の関連事業所であるA社B工場に転勤となり、勤務証明書どおり昭和46年5月19日から同社B工場に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された勤務証明書の記載内容及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B工場に勤務し（昭和46年5月19日に、C社D工場から同社の関連事業所であるA社B工場に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得時の標準報酬月額が3万3,000円であることから、昭和46年5月の標準報酬月額は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格取得日について誤った日付けを届け出た旨の回答が得られたことから、事業主は昭和46年6月1

日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、A社B工場における被保険者資格の取得日は昭和19年10月1日、喪失日は20年8月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月28日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場C課に勤務していた昭和19年10月1日から20年8月28日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間において、私が女子挺身隊としてA社B工場C課に勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「B工場被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和19年8月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B工場被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記載が無く、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い被保険者も散見されるが、申立人の厚生年金保険手帳記号番号の前後100人（全員が昭和19年8月1日に被保険者資格を取得）中54人は昭和20年8月28日に、18人は同年8月30日に、それぞれ、A社B工場における被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、B工場被保険者名簿によると、申立人が申立期間当時、同じ職場で一緒に勤務し、退職日も同じであるとして名前を挙げた者の被保険者資格喪失

日は昭和 20 年 8 月 28 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が A 社 B 工場において昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 8 月 28 日に喪失する旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び B 工場被保険者名簿の記録から、40 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 59 年 3 月まで
ねんきん特別便が届き、記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。
昭和 52 年*月に国民年金に加入してから、一度も未納なく納付しており、同居していた母も保険料の未納は無い。
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 59 年 7 月であることが確認できることから、この時点では、申立期間の大半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、20 歳になった昭和 52 年*月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮に、申立人の主張どおりに手続きを行った場合、申立人の国民年金手帳記号については、当時、A 市区町村を管轄する B 都道府県国民年金課（当時）から払い出される「*」となるべきところ、昭和 58 年 7 月以降に C 社会保険事務所（当時）から払い出される「*」であることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から57年8月までの期間及び58年5月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年7月から57年8月まで
② 昭和58年5月から60年6月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、両申立期間の保険料が未納とされていた。昭和56年3月にA市区町村で転居の手続きと一緒に加入手続きを行い、その時点で未納となっていた保険料を一括で納付した。56年4月からは、定期的に納付してきた。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿により、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和62年9月であることが確認できることから、両申立期間については時効により保険料を納付できない。

また、国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和62年10月26日に、申立期間②直後の60年7月から62年3月までの保険料を過年度納付している事実が確認できることから、この時点で納付可能であった保険料を納付したものと推認できる。

さらに、両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 59 年 1 月までの期間、62 年 12 月から平成 8 年 4 月までの期間及び 8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 62 年 12 月から平成 8 年 4 月まで
③ 平成 8 年 10 月から 10 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、各申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていた。

昭和 62 年 8 月に A 市区町村へ転居後すぐに B 社を退職し、同市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、申立期間②及び③の保険料を納付していた。

また、申立期間①についても、昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの期間の申請免除をした記憶は無く、他の時期を含め、A 市区町村において保険料を納付したと記憶している。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、昭和 63 年 3 月 15 日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日が 56 年 8 月 5 日から 55 年 * 月 * 日に訂正されている事実が確認でき、申立期間①のうち 55 年 3 月から 56 年 7 月までについては、申立期間①当時、国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付できなかったと推認できる上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間①のうち昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までは申請免除期間であることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間②直後の平成 8 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、10 年 6 月から同年 10 月までに過年度納付していることが確認できることから、その時点において、申立期間②の保険料は時効により納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料について、A 市区町村役

場C出張所での納付を主張しているが、申立期間②及び③に挟まれた期間の保険料をD市区町村に転居後の平成10年6月に過年度納付していることから、少なくとも申立期間③の保険料についてはA市区町村役場で納付したとは考え難い。

加えて、各申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに各申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

昭和36年4月から国民年金に加入し、実家の母が私の保険料を納付してくれていたが、39年3月に婚姻後、A市区町村及びB市区町村に居住していた期間については、保険料を納付していなかった。

しかし、昭和44年にC市区町村に転入後、時期は記憶に無いが、同市区町村役場の職員が自宅に来た際に、過去の未納期間の国民年金保険料を納付することができると言われたため、申立期間の保険料をまとめて納付し、その後は納付期限ごとに納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、時期は記憶に無いが、C市区町村に居住していた間（昭和41年11月から52年3月まで）に国民年金保険料を一括納付したと主張しており、事実、国民年金被保険者名簿により、昭和48年3月10日に、申立期間直後である46年4月から47年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、この時点では特例納付は行われておらず、申立期間の大半については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を一括納付し、申立期間後からの保険料については、納付期限ごとに納付していたと主張しているが、前述のとおり、申立期間直後の昭和46年4月から47年3月までの保険料を48年3月10日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該納付と申立期間の保険料納付とを混同している可能性も考えら

れる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年7月まで

年金事務所に納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。昭和45年4月から46年7月までの期間は、夫が転勤によりA市区町村（当時）に居住しているが、その夫が同期間の保険料については納付したことを覚えている。

このため申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び被保険者名簿により、申立人は、昭和43年4月1日に被保険者資格を喪失しており、56年1月にB社会保険事務所（当時）において新たに加入手続を行うまでの間、被保険者資格を再取得した形跡が無いことから、申立期間については納付書が発行されなかったと考えられる。

また、申立人は、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の再加入の手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫も当時の記憶が曖昧であり、具体的な状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から同年3月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月から同年3月まで
② 平成15年8月

ねんきん定期便を確認したところ、平成15年1月から同年3月までの期間及び同年8月の国民年金保険料が未納とされていた。

平成15年*月に20歳になった際、A市区町村において、国民年金の加入手続を行った。両申立期間については、納付時期についての記憶は無いが、時効になる前に国民年金保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の居住地を管轄する税務署に照会したところ、同署が保管する申立人に係る「平成15年分の所得税の確定申告書A」では、社会保険料控除欄に厚生年金保険料相当額の記載はあるものの、両申立期間に係る国民年金保険料相当額の記載は無い上、申立人は、平成16年及び17年分の確定申告を行っていないとの回答を得ている。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②より後の平成16年4月から同年6月までの国民年金保険料について、18年5月11日に過年度納付していることが確認できることから、両申立期間については、時効により保険料を納付することができなかったものと推認できる。

さらに、平成14年4月からは、国民年金保険料収納事務が市町村から国に一元化されるとともに、磁気テープに基づく納付書の作成及び発行、収納機関からの納付通知の電子的実施等、事務処理の機械化が一層促進されるなど、記録管理の強化が図られており、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて少なくなっていると考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿等)が無い上、別の年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1298 (事案 861 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から同年12月までの期間、9年7月及び11年7月から13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年8月から同年12月まで
② 平成9年7月
③ 平成11年7月から13年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、各申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間①及び②については、自分で銀行で納付し、申立期間③については、平成13年5月に、父に50万円を預けて、A社会保険事務所(当時)に保険料を納付に行ってもらった。

このため、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付事実が確認できないこと、並びに申立期間③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る申立てについて、申立人には、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成17年4月以降の時点では時効により保険料を納付できないとして、平成21年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする当委員会の通知が行われている。

申立人は、本申立てにおいて、今回、申立期間③の国民年金保険料については、平成13年5月に納付し、申立期間①及び②の保険料についても、自分で納付したとして、前回の申立期間に追加して申立てをしている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年7月以降に居住していたB市区町村を管轄するA社会保険事務所において、平成13年10月に、「未加入期間国年適用勧奨」が行われた事実が確認できることから、それ以前には国民年金に加入履歴がなかったことになり、同年5月26日に、申立人の父に50万円を預けて申立期間③の保険料を納付したとする申立人の主張は不自然であり、そのほかに委員

会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間③の保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間①及び②について、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、少なくとも申立期間①については国民年金被保険者資格を有しておらず、申立期間②についても加入手続を行った形跡が見当たらないことから、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入状況及び申立期間①及び②に係る保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、前回の申立てに両申立期間を追加した具体的理由が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年1月まで

ねんきん特別便を確認したところ、平成8年4月から9年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の全期間（10 か月）について、国民年金保険料を納付したわけではないが、平成7年11月21日付けで会社を退職後、A市区町村において、同市区町村が発行した納付書を使用し、申立期間のうち、少なくとも3か月又は4か月分の保険料は納付したはずであり、納付した際に、領収書ももらえなかった記憶がある。

このため、申立期間の全期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てでは、申立期間が平成8年6月から同年9月までの4か月とされていたが、当委員会の調査途上において、8年4月から9年1月までのうちの3か月又は4か月分と不明瞭な内容に変更されている上、申立期間の国民年金保険料の納付場所をA市区町村としていること以外は、具体性に欠けるものと言える。

また、オンライン記録では、平成11年7月までの申立人に係る保険料納付月数は、申立期間を除き「12月」であることが確認でき、申立人の所持する年金手帳には、申立人の自筆で「平成11年7月で通算12か月掛けた」と記載されていることから、この時点において、申立人は、申立期間の保険料が未納であることを認識していたと推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月及び同年8月

年金事務所に年金加入記録を照会したところ、平成9年7月及び同年8月の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。平成9年8月頃に、私がA市区町村役場において国民年金被保険者資格の切替手続きを行い、申立期間の保険料については、納付用紙により銀行で納付した。

このため、申立期間の保険料の納付記録が確認できないことに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年8月頃に、自らがA市区町村役場において国民年金被保険者資格の切替手続きを行い、申立期間の保険料については、納付書により金融機関で納付したと主張しているが、申立人の年金手帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人が8年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失した後、14年3月21日に再取得するまで同資格を取得した形跡は見当たらず、申立期間については国民年金被保険者資格を有していないことから、納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 1301

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 52 年 8 月まで
ねんきん特別便を確認したところ、国民年金に任意加入して保険料を納付していた昭和 43 年 4 月から 52 年 8 月までの記録が漏れていることに気がついた。

私は、昭和 43 年 4 月頃、A 市区町村で国民年金に加入し、国民年金保険料が 300 円の時代から保険料を納付しており、国民年金第 3 号被保険者該当届を B 市区町村に提出した際、それまで手元にあった年金手帳を回収されたので、それ以前の納付記録を確認することはできないが、A 市区町村に住んでいた時から保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間について任意加入していなかった期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に任意加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 52 年 9 月 29 日であることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳の記載にも、初めて被保険者となった日は、「昭和 52 年 9 月 29 日」であると確認できることから、申立人は申立期間において国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、仮に、申立期間当時に国民年金の加入手続を行っていた場合、申立人の居住地を管轄する C 社会保険事務所（当時）において払い出される国民年金手帳記号番号は「*」であるが、当該国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立内容は不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から47年10月1日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社B支社及び同社C支社に勤務していた昭和44年7月1日から47年10月1日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社C支社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、A社C支社を退職後すぐに再就職することは考えておらず、退職後18か月経過して再度厚生年金保険の適用事業所において資格を取得するまで、公的年金の加入歴が無いことから、年金制度に対する関心が高いとは言い難い。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
② 昭和 55 年 10 月 1 日から 57 年 11 月 10 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、同社B事業所から同社C研究所に転勤した昭和55年10月の標準報酬月額が転勤前の24万円から20万円に減額されており、私が記憶している給与支給額と年金事務所が記録する標準報酬月額が異なっている。

また、A社B事業所に勤務していた申立期間①、及び同社C研究所に勤務していた申立期間②のうち、前述の転勤時期以外の期間についても、私が記憶している給与支給額と年金事務所が記録する標準報酬月額が異なっている期間があると思うので、調査の上、両申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所から同社C研究所に転勤した昭和55年10月の標準報酬月額が転勤前の24万円から20万円に減額されていることについて、記録を訂正してほしい旨主張しているところ、A社C研究所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正したなど不自然な形跡は認められない。

また、A社に照会したところ、申立人に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料が残っていないため、両申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、A社B事業所及び同社C研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に昭和55年10月1日付けで同社B事業所における被保険者資格を喪失し、同社C研究所における被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち標準報酬月額が減額されている期間がある同僚4人に照会したところ、3人から基本給は毎年上がっていたが、残業手当の額は月によって大きく増減していたため、標準報酬月額が減額することもあったとの回答が得られた。

加えて、申立期間①の標準報酬月額についても、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録は一致しており、当該被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正したなど不自然な形跡は認められない。

このほか、申立人から両申立期間について給与支給額を確認できる給与明細書等の提出が無く、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年5月1日から30年1月1日まで
② 昭和34年2月1日から同年9月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和29年5月1日から30年1月1日までの期間及びB社に勤務していた34年2月1日から同年9月1日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、私は、C社に勤務していた期間については脱退手当金を受給したが、A社及びB社に勤務していた期間については受給したはずが無いので、両申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、両申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間は無く、両申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金支給決定当時は「通算年金通則法」（昭和36年法律第181号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、B社を退職後、昭和46年7月に他社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの142か月にわたり公的年金の加入歴が無い申立人が、両申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人は、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和35

年7月22日に、申立期間以前に勤務していたC社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金の受給手続を行ったことを記憶しているが、同社と両申立期間の厚生年金保険記号番号は同一の番号で管理されていることから、当該手続において両申立期間が脱退手当金の対象期間に含まれていなかったことは考え難い。

このほかに申立人が両申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。